

## 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：農林水産省

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.7%
全職員	83.9%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	98.7%
本省課室長相当職	98.6%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97.9%
係長相当職	93.1%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.4%
31～35年	90.3%
26～30年	89.2%
21～25年	87.6%
16～20年	86.2%
11～15年	87.6%
6～10年	92.9%
1～5年	92.5%

#### 【説明欄】

- ・ 職員の給与は、法律に基づいて俸給と諸手当から構成されており、性別によって差異が生じるものではない。
- ・ 一方、上記のとおり、任期の定めのない常勤職員の給与差異が生じている要因としては、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合が女性職員の割合よりも高いことや、近年の新規採用者のうち女性比率が高くなっていることから相対的に勤続年数が短く、賃金水準の低い女性職員の割合が高くなっていること、また、出産や育児などのタイミングで短時間勤務などの柔軟な働き方を選択する職員が増えるため総勤務時間数に差が生じていることなどが考えられる。
- ・ 役職段階別にみると、全職員に比べ給与差異は小さい。

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：林野庁

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.5%
全職員	82.0%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—
本省課室長相当職	98.0%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	103.9%
係長相当職	94.8%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.8%
31～35年	91.3%
26～30年	95.3%
21～25年	94.2%
16～20年	99.1%
11～15年	97.3%
6～10年	93.8%
1～5年	99.8%

#### 【説明欄】

- ・ 職員の給与は、法律に基づいて俸給と諸手当から構成されており、性別によって差異が生じるものではない。
- ・ 一方、上記のとおり、任期の定めのない常勤職員の給与と差異が生じている要因としては、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合が女性職員の割合よりも高いことや、近年の新規採用者のうち女性比率が高くなっていることから相対的に勤続年数が短く、賃金水準の低い女性職員の割合が高くなっていること、また、出産や育児などのタイミングで短時間勤務などの柔軟な働き方を選択する職員が増えるため総勤務時間数に差が生じていることなどが考えられる。
- ・ 役職段階別にみると、全職員に比べ給与差異は小さい。
- ・ 役職段階別の指定職相当については、該当する女性職員がいないため「—」としている。

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：水産庁

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	109.9%
全職員	79.7%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—
本省課室長相当職	89.9%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.9%
係長相当職	85.7%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.4%
31～35年	83.6%
26～30年	79.8%
21～25年	91.0%
16～20年	92.5%
11～15年	101.3%
6～10年	89.8%
1～5年	83.7%

#### 【説明欄】

- ・ 職員の給与は、法律に基づいて俸給と諸手当から構成されており、性別によって差異が生じるものではない。
- ・ 一方、上記のとおり、任期の定めのない常勤職員の給与と差異が生じている要因としては、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合が女性職員の割合よりも高いことや、近年の新規採用者のうち女性比率が高くなっていることから相対的に勤続年数が短く、賃金水準の低い女性職員の割合が高くなっていること、また、出産や育児などのタイミングで短時間勤務などの柔軟な働き方を選択する職員が増えるため総勤務時間数に差が生じていることなどが考えられる。
- ・ 役職段階別にみると、全職員に比べ給与差異は小さい。
- ・ 役職段階別の指定職相当については、該当する女性職員がいないため「—」としている。

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。